

平成 27 年 7 月 30 日

平成 27 年度国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下、「機構」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 機構における平成 26 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 506 件、契約金額は 913.3 億円である。また、競争性のある契約は 488 件(96.4%)、912.3 億円(99.9%)、競争性のない契約は 18 件(3.6%)、0.9 億円(0.1%)となっている。

平成 25 年度と比較して、競争性のない契約の割合が件数・金額ともに小さくなっている(件数は 30.8%の減、金額は 17.0%の減)が、レイアウト変更に伴う工事が少なかったことなどによるものである。

表 1 平成 26 年度の機構の調達全体像 (単位:件、億円)

	平成 25 年度		平成 26 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(19.7%) 57	(1.6%) 7.3	(10.3%) 52	(3.6%) 33.1	(△8.8%) △5	(352.5%) 25.8
企画競争・公募	(71.3%) 206	(98.2%) 456.7	(86.2%) 436	(96.3%) 879.3	(111.7%) 230	(92.5%) 422.6
競争性のある契約(小計)	(91.0%) 263	(99.8%) 464.0	(96.4%) 488	(99.9%) 912.3	(85.6%) 225	(96.6%) 448.4
競争性のない随意契約	(9.0%) 26	(0.2%) 1.1	(3.6%) 18	(0.1%) 0.9	(△30.8%) △8	(△17.0%) △0.2
合計	(100%) 289	(100%) 465.1	(100%) 506	(100%) 913.3	(75.1%) 217	(96.4%) 448.2

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。新規プロジェクトの増加により、合計件数、金額等は大幅に増加している。

(注 3) 平成 26 年度契約相手先は延べ 1,120 者である。

(2) 機構における平成 26 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 49 件(10.0%)、契約金額は 115.5 億円(12.7%)である。

平成 25, 26 両年度とも、一者応札・応募については、調査事業がその大半を占めている。

表2 平成26年度の機構の一次応札・応募状況

(単位:件、億円)

		平成25年度	平成26年度	比較増△減
2者以上	件数	222 (84.4%)	439 (90.0%)	217 (97.8%)
	金額	338.8 (73.0%)	796.9 (87.3%)	458.0 (135.2%)
1者以下	件数	41 (15.6%)	49 (10.0%)	8 (19.5%)
	金額	125.1 (27.0%)	115.5 (12.7%)	△9.7 (△7.7%)
合計	件数	263 (100%)	488 (100%)	225 (85.6%)
	金額	464.0 (100%)	912.3 (100%)	448.3 (96.6%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、契約の相手方、金額等について、少額のものや秘匿すべきものを除き引き続き公表し、透明性の向上を図る。

具体的には、物品調達等の契約については、競争性のない随意契約を原則廃止し、競争入札の厳格な適用により透明性、公平性を確保するとともに、国に準じた随意契約によることのできる限度額の基準を厳格に運用する。一方、技術開発関連事業等の委託契約については、選定手続の透明性、公平性を十分に確保しつつ、企画競争、公募の方法により効率的な運用を行う。

また、一次応札・応募についても、これまでに取り組んできた仕様書の具体性の確保、参加要件の緩和、公告期間の見直し、情報提供の充実等を通じて、引き続き競争性の確保に努める。特に一次応札・応募の大半を占める調査事業については、その原因を分析して解消に向けた検討を図る。

さらに、入札、契約の適正な実施がなされているかどうかについて、監事等による監査及び契約監視委員会による点検を受ける。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに競争性のない随意契約(契約事務の取扱に関する機構達(平成15年機構達第7号)第31条第1項第1号に掲げるものを除く。)を締結することとなる案件については、事前に機構に設置されている契約・助成審査委員会(委員長 総務担当理事)に報告し、会計規程における「随意契約によることのできる事由」との整合性や、より競争性のある調達手段の実施の可否の観点から点検を受ける。

(2) 不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組

契約検査担当主幹会議及び検査統括室会議を年間30回程度開催して、契約検査事務に関する事項、制度改善に係る事項、不正等情報の共有やその対応などの周知徹底を図っている。研修としては、内部向けに業務の習熟度に応じた研修を行うとともに、外部向けにも全国主要地域において、公的資金の適正な執行を周知する事業者向け説明会を年複数回開

催している。また、新規事業者に対しては、個別に経理指導等も行っている。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、検査・業務管理部担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会（以下「検討会」という。）により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 検査・業務管理部担当理事

副総括責任者 経理部長、検査・業務管理部長

メンバー 契約課長、検査・業務管理部主幹、各部契約・検査担当主幹

検討会の事務局を検査・業務管理部及び経理部の下に置く。

事務局の担当職員は、計画の推進に係る実務を担い、定期的にその調達改善の取組状況を検討会に報告することとする。

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準に従い、新規の随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件などに該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。